

久慈地方振興局長告示第 14 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 86 条の 2 第 1 項の規定により、公告対象区域内における同一敷地内建築物以外の建築物を次のとおり認定した。

平成 20 年 5 月 30 日

久慈地方振興局長 和 嶋 憲 男

- 1 申請者の住所及び氏名（名称） 東京都台東区上野七丁目 14 番 4 号ロイメント上野 大和情報サービス株式会社 代表取締役  
福島 長男
- 2 認定年月日 平成 20 年 5 月 22 日
- 3 対象区域及び建築物の位置
  - (1) 対象区域 久慈市長内町第 29 地割 8 番 1、8 番 9、8 番 10、8 番 15、8 番 16、8 番 17、9 番 1、9 番 3、9 番 4、10 番 1、10 番 7、10 番 10、10 番 17、14 番 1、14 番 2、14 番 3、14 番 12、14 番 14、15 番 1、16 番 1、17 番 1、18 番 1、18 番 11、18 番 12、18 番 13、47 番、48 番、49 番、50 番、51 番、52 番、53 番、54 番、55 番及び 56 番
  - (2) 建築物の位置 別紙図面のとおり。

備考 「別紙図面」は、省略し、久慈地方振興局土木部に備えておいて縦覧に供する。